

# 韓国における加工食品の原料原産地表示制度

平成28年6月13日  
消費者庁・農林水産省

# 韓国における加工食品の原料原産地表示制度の概要

	概 要（2016. 4. 27最終改正）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"><li>農水産物の原産地表示に関する法律（法律第10022号 2010. 2. 4 制定）</li></ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>農産物、水産物又はその加工品等に対して、適正かつ合理的な原産地表示をさせることで、消費者の知る権利を保障し、かつ、公正な取引を誘導することによって生産者と消費者を保護すること</li></ul>
対象品目	<ul style="list-style-type: none"><li>大統領令第22332号で定める農水産物及びその加工品（ほぼ加工食品全般）</li></ul>

# 韓国における加工食品の原料原産地表示制度の概要

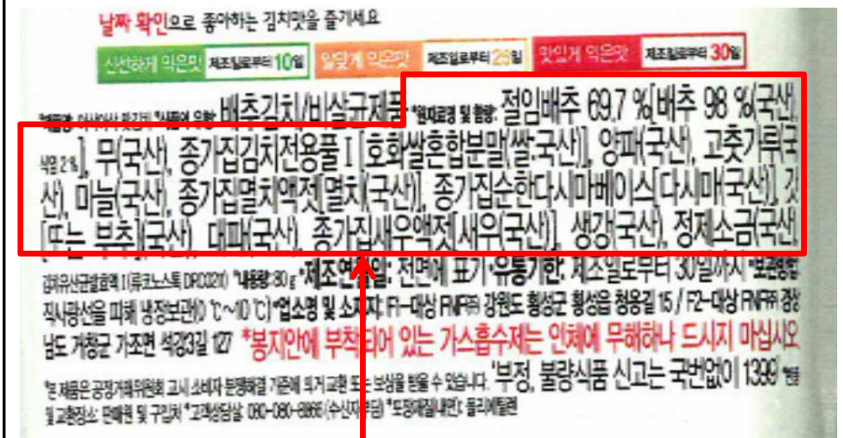
## 表示対象原料

- 原料が食品全体に占める配合比率等に応じ、以下のいずれか
  - ① 配合比率が1種類で98%以上の場合、その原料
  - ② 配合比率が2種類で98%以上の場合、上位2位までの原料
  - ③ ①、②以外の場合、配合比率上位3位までの原料
  - ④ ①～③にかかわらず、粉唐辛子を使用するキムチ類は、粉唐辛子を除いた上位2位までの原料と粉唐辛子
- ①～④に加えて、商品名に強調表示した原料

(補足) 2016年12月31日までは、従来どおり、上位2位までの原料等について表示することができる。

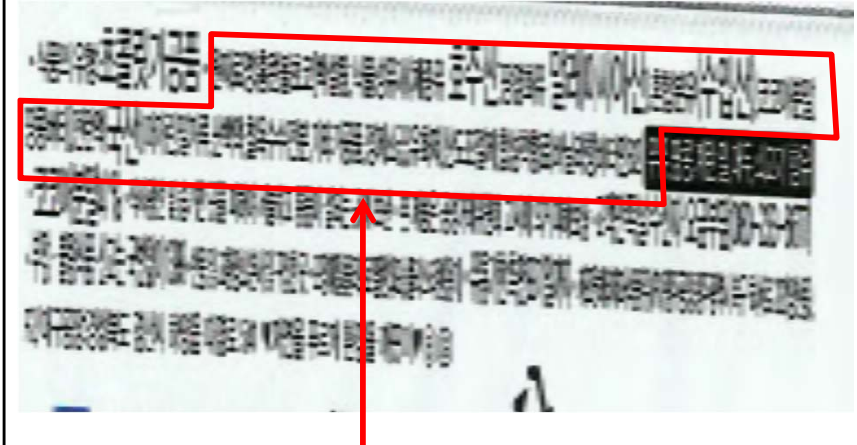
【例2】

## 例1 キムチ



原材料名と含有率: 漬け白菜69.7% [白菜98% (国産)、食塩2%]、大根(国産)、宗家キムチ専用草 I [豪華米混合粉末(米:国産)]、玉ねぎ(国産)、唐辛子粉(国産)...

## 例2 菓子



原材料名: ホームランボールチョコレート [白砂糖、植物性油脂(なたね油 オーストラリア産、パーム硬化油 マレーシア産)、混合粉ミルク(輸入産)、ココアパウダー、ピーナッツバター]、全卵(国産)、マーガリン、小麦粉、卵白液、トウモロコシでん粉、その他の加工品、精製塩、乳化剤、酸度調整剤、合成フレーバー(バニラの香り)、ビタミンB2

(平成28年5月調べ)

# 韓国における加工食品の原料原産地表示制度の概要

## 表示の方法

- ・ 国産原料 …国産である旨
- ・ 遠洋産水産物…「遠洋産」
- ・ 輸入原料 …原産国名

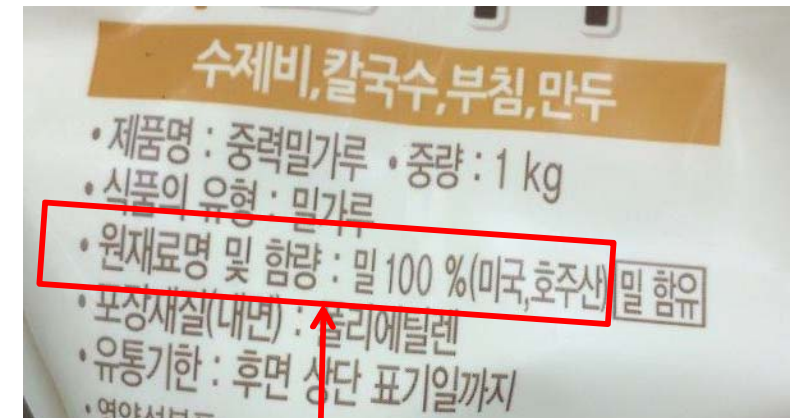
## 同一原料について原産地が2か国以上ある場合

- ・ 産地別混合比率（以下「混合比率」という。）の高い順で2か国までの原産地及び混合比率を表示
- ・ 混合比率が変わる場合であって、いずれか1つの変更の幅が15%以下であれば、従前の表示がされた包装材を1年の範囲内で使用可
- ・ 混合比率が頻繁に\*変わる場合は、混合比率を省略して混合比率が高い順で2つ以上の原産地を表示可（国産原料の混合比率を省略するためには、混合比率が30%以上。）【例3】

\*最近3年間で年平均3回以上変更されている場合等

## 例3 小麦粉

○混合比率上位2か国を表示  
（混合比率は省略。）



原材料名と含有率：小麦100%  
（アメリカ、オーストラリア産）

# 韓国における加工食品の原料原産地表示制度の概要

同一原料について原産地が2か国以上ある場合(続き)

・原産地が頻繁に※<sup>1</sup>変わる場合であって、輸入原料を使用するときは、以下のいずれかで表示可

- ① 「外国産 (A国・B国・C国など)」 (3か国以上記載。重量順である必要はない。変更事項が発生した場合には、1年の猶予期間あり。)
- ② 「外国産 (国家名は〇〇に別途表示)」 (「〇〇」はQRコードやHP。変更事項が発生した場合には、1か月の猶予期間あり。)

・原産地が更に頻繁に※<sup>2</sup>変わる場合等は、「外国産」と表示可

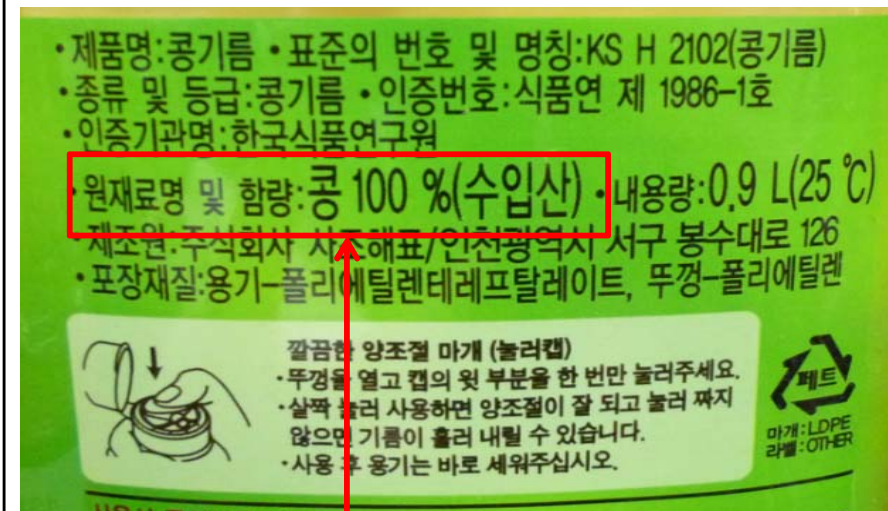
※<sup>1</sup> 最近3年間で年平均3か国以上変更されている場合等

※<sup>2</sup> 最近3年間で年平均6か国を超えて変更されている場合

(補足) 2017年6月30日までは、従来どおり、原産地が最近3年間で年平均3か国以上変更されている場合等は「輸入産」と表示することができる。 【例4】

## 例4 大豆油

○「輸入産」の表示

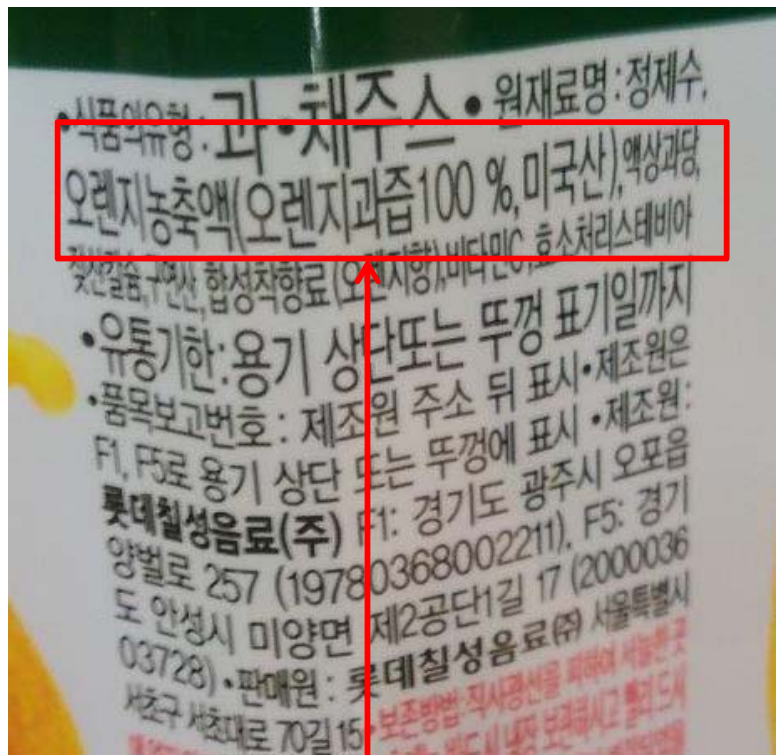


原材料名と含有率: 大豆100%(輸入)

# 韓国における加工食品の原料原産地表示制度の概要

<p>表示の方法</p>	
<p>中間加工品が原料の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内加工の中間加工品を使用した場合、中間加工品の原料の原産地を表示（中間加工品が複合原材料の場合、複合原材料内で配合比率上位2位までの原料の原産地を表示。）</li> <li>海外加工の中間加工品を使用した場合、中間加工地（原産国）を表示</li> </ul> <p style="text-align: right;">【例5】</p>

例5 オレンジジュース  
 ○海外加工の中間加工品を使用した場合



原材料：オレンジ濃縮液  
 （オレンジ果汁100%、アメリカ産）